

入札公告

大和平野中央プロジェクト（田原本町阪手北・西井上地区）用地除草工事の請負について、次のとおり一般競争入札を執行するので、下記の通り公告します。

令和5年5月17日

奈良県政策統括官 岡野 年秀

第1 競争入札に付する事項等

- (1) 工 事 名 大和平野中央プロジェクト（田原本町阪手北・西井上地区）用地除草工事
（工事番号 5施推第2号）
- (2) 作 業 場 所 磯城郡田原本町大字阪手他
- (3) 内 容 県有地の除草工事（除草及び塵芥処分）
- (4) 履 行 期 間 契約締結日から令和5年12月28日まで
- (5) 予 定 価 格 公表しない
- (6) 最低制限価格 設定しない
- (7) 入 札 方 法 郵便による入札 詳細は入札説明書によります。

第2 競争入札に参加する者に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (2) 入札書提出の日から開札日までの期間に、奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止の期間中でない者であること。
- (3) 入札書の提出の日から開札の日までの期間に、奈良県建設工事等請負契約に係る入札参加停止措置要領による入札参加停止措置を受けていないこと。
- (4) 令和4年度奈良県建設工事等競争入札参加資格者名簿のうち、「土木施設除草業務」として登録している者であり、かつ、令和5年度競争入札参加申請を行っている者であること。
- (5) 奈良県内に本店又は営業所を有していること。
- (6) 過去5年以内（平成30年4月1日以降）に、国（独立行政法人を含む）又は地方公共団体から土木施設除草業務を受注し、完了した実績を有していること。

第3 競争入札参加資格の確認

入札に参加を希望する者は、第4に定める期間中に競争入札参加資格確認書及び競争入札参加資格確認資料を提出し、競争入札参加資格があることの確認を受けなければなりません。

第4 入札日程

手 続 等	期間・期日・期限	場 所
入札説明書・仕様書等の 交付	令和5年5月17日（水） ～	奈良県文化・教育・くらし創造部 施設整備推進室
※奈良県ホームページ からもダウンロードで きます。	令和5年6月9日（金） 各日 午前9時～午後5時	TEL：0742-27-8809 ホームページアドレス https://www.pref.nara.jp/60683.htm

仕様書等に関する質問の提出 ※質問は、仕様書等に関することに限ります。 ※FAX により提出してください(様式は任意)。 ※送信後、必ず電話にて送信した旨の連絡をすること。	令和5年6月1日(木) 午後4時まで	奈良県文化・教育・くらし創造部 施設整備推進室 TEL：0742-27-8809 FAX：0742-22-7215
質問に対する回答 ※奈良県ホームページに掲載します。	令和5年6月5日(月) (予定)	ホームページアドレス https://www.pref.nara.jp/60683.htm
競争入札参加資格確認申請書の提出 ※郵送に限る	令和5年5月17日(水) ～ 令和5年6月1日(木) 午後4時まで (期限までに到達したもののみ有効)	〒630-8501 奈良市登大路町30番地 奈良県文化・教育・くらし創造部 施設整備推進室長あて
競争入札参加資格確認審査結果通知	令和5年6月5日(月) 午後1時以降	メールによる通知
入札書の提出 ※郵送に限る	競争入札参加資格審査結果の通知を受けた日から 令和5年6月9日(金) 午後4時まで (期限までに到達したもののみ有効)	〒630-8501 奈良市登大路町30番地 奈良県文化・教育・くらし創造部 施設整備推進室長あて
開札	令和5年6月12日(月) 午後4時00分	開札場所 奈良市登大路町30番地 奈良県本庁舎6階 入札室

第5 その他

1 入札執行回数

入札執行回数は、2回を限度とします。

1回目の入札において、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がない場合は、再度入札(2回目)を行う場合があります。

再度入札(2回目)の締切日時については、原則として、開札日の翌日午前9時以降に設定しますので、奈良県ホームページ(<https://www.pref.nara.jp/60683.htm>)を必ずご確認の上、郵便により、締切日時までに入札書を提出してください。

なお、再度入札の締切日時までに入札書の提出を行わなかった者は、再度入札を辞退したものとみなします。

2 入札保証金

入札保証金は免除します。

3 契約保証金

奈良県契約規則第19条に定めるところによります。

4 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) 第2に定める競争入札に参加する者に必要な資格のない者が行った入札
- (2) 競争入札参加資格確認申請書及び競争入札参加確認資料等に虚偽の記載をした者が行った入札
- (3) 奈良県契約規則(昭和39年5月奈良県規則第14号)第7条に該当する入札又は入札に関する条件に違反した入札
- (4) 開札の日までの間において入札参加停止又は参入制限を受けた者等、開札時点において第2に定める競争入札に参加する者に必要な資格のない者の行った入札
- (5) この工事と同日に開札を予定する以下の工事のうち2以上の工事に入札参加し、開札時刻の先の案件で落札者となった者が開札時刻の後の案件について行った入札
＜以下の工事＞
 - ・大和平野中央プロジェクト（川西町下永地区）用地除草工事
 - ・大和平野中央プロジェクト（田原本町阪手北・西井上地区）用地除草工事
- (6) 積算内訳書が入札書に同封されていなかった場合

5 契約の不締結

落札決定後、契約締結までの間に、落札者が入札参加資格の制限又は奈良県建設工事等請負契約に係る入札参加停止措置要領に基づく入札参加停止措置を受けた場合は、契約を締結しません。

6 契約の解除等

落札者が契約の締結までに次の各号の一に該当すると認められるときは、落札者と契約を締結しないものとし、契約締結後に契約の相手方が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告をせずに契約を解除することができるものとします。また、この場合は、契約者は損害賠償金を納付しなければなりません。

- (1) 役員等（法人にあっては役員(非常勤の者を含む。)、支配人及び支店又は営業所(常時建設工事等契約に関する業務を行う事務所をいう。以下同じ。)の代表者を、個人にあってはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者をいう。以下同じ。)が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であると認められるとき。
- (2) 暴力団(暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (3) 役員等が、その属する法人、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用していると認められるとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (5) 前2号に掲げる場合のほか、役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

- (6) この契約に係る下請契約又は資材及び原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」という。）に当たって、その相手方が前各号のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (7) この契約に係る下請契約等に当たって、第1号から第5号までのいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（前号に該当する場合を除く。）において、発注者が当該下請契約等の解除を求めたにもかかわらず、それに従わなかったとき。
- (8) この契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当に介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を発注者に報告せず、又は警察に届け出なかったとき。

7 契約条項を示す場所及び契約を担当する部課等の名称及び所在地等

〒630-8501 奈良市登大路町30番地
奈良県文化・教育・くらし創造部 施設整備推進室
電話 0742-27-8809

8 その他

- (1) 詳細は、入札説明書によります。
- (2) 代表者又は受任者（競争入札参加資格審査申請において、代表者から契約締結権限等の委任を受けている者をいいます。）に変更がある場合は、速やかに「競争入札参加資格審査申請書記載事項変更届出書」を提出してください。
なお、変更の事実発生以降は、変更後の契約締結権限等を有する者の名義で入札手続きを行ってください。